

国民健康保険の

現在お使いの国民健康保険（国保）の保険証等の有効期限は、令和7年7月31日です。

国の法改正により、令和6年12月2日から健康保険証の交付はなくなり、令和7年7月31日でお手元の健康保険証は使えなくなります。

8月以降はマイナ保険証を基本とした運用となり、マイナ保険証又は資格確認書での受診となります。関係書類は、7月下旬に世帯主宛に加入者全員分をまとめて郵送します。郵送物の受け取り後は、記載事項に誤りがないか確認をしてください。

配達時に不在の場合は、郵便局保管期間内に再配達を依頼ください。保管期間経過後は、保健センター福祉課でお預かりします。古い保険証等は、保健センター福祉課、又は役場税務住民課で随時回収します。

交付物や有効期限・郵送方法等はマイナ保険証の有無によって下記のとおり異なっておりますので注意してください。

		マイナンバーカードの保険証利用 登録をしている人	・マイナンバーカードがない人 ・マイナンバーカードの保険証利用 登録をしていない人
交付物		資格情報のお知らせ（A4）  ※原則マイナ保険証で受診 ※簡易的に資格情報を見たり、マイナ保険証が読み取れない場合に活用	資格確認書（紙カード）  ※受診等の際に提示してください
有効期限	70歳未満	マイナンバーカードの 電子証明書有効期限と同日 （電子証明書の更新が必要です）	1年（令和8年7月31日まで）
	70歳以上	1年（令和8年7月31日まで）	
「限度額認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」等		原則不要（オンラインで確認できるため） （希望者には申請により交付） 1年（令和8年7月31日まで）	申請による交付 ・8月以降に手続（継続者含む） ・1年（令和8年7月31日まで）
郵送方法・時期		普通郵便 / 7月下旬 【交付は今回のみ】 大切に保管をしてください （原則国保喪失まで交付はありません）	簡易書留 / 7月下旬